

電力ネットワーク業務に関する当社ルールの公表について

「電力広域的運用推進機関」（以下、「広域機関」）は、電気事業法の定めにより、電力ネットワーク業務に関する基本的な指針として、業務規程および送配電等業務指針を策定し、公表しています。

当社は、電力ネットワーク業務に関するルールに広域機関の定める業務規程および送配電等業務指針の考え方を反映するとともに、すべての電力系統利用者が公平に電力ネットワークを利用できるよう、流通設備形成・運用など電力ネットワーク業務に関するルールを策定・公表し、運営しております。

今後も、電力ネットワークの安定運用とともに、公平・透明な業務運営に努めてまいります。

【電力ネットワーク業務に関する当社ルールの概要】

1. ルールの名称

- | | |
|---------------|--|
| (1) 流通設備形成ルール | 「流通設備増強計画基準」 |
| (2) 系統アクセスルール | 「系統連系関係業務取扱要則」 |
| (3) 系統運用ルール | 「給電規程」
「電圧調整維持細則」
「緊急需要等制限細則」
「停電作業調整細則」
「給電運転要則」
「需給計画要則」
「連系線運用要則」
「配電系統運用要則」 |
| (4) 情報公表ルール | 「送配電系統利用に関する情報公表要則」 |

2. 掲載箇所 当社ホームページ (<http://www.energia.co.jp/>)

3. その他 広域機関ルールは、広域機関のホームページに掲載されています。
(<http://www.occto.or.jp/>)

以上

【参考】電力ネットワーク業務に関する当社ルールおよび概要

ルール種別	ルール名称	概要
設備形成ルール	流通設備増強計画基準	流通設備増強計画にあたっての基本事項および全社的に統一の必要がある事項について規定
系統アクセスルール	系統連系関係業務取扱要則	連系設備増強計画の検討および策定の手順，連系設備形成の基本的な考え方，系統連系に必要な技術要件等を規定
系統運用ルール	給電規程	系統運用全般の基本的な考え方について規定
	└─ 電圧調整維持細則	給電規程に基づき，電力系統の電圧・無効電力の調整・維持に関する業務について規定
	└─ 緊急需要等制限細則	給電規程に基づき，電力系統の安定運転が保持できない場合の緊急需要等制限について規定
	└─ 停電作業調整細則	給電規程に基づき，停電作業調整の考え方およびその手続きについて規定
	└─ 給電運転要則	電力系統の運用と流通関係設備の運転に関する業務について規定
	└─ 需給計画要則	エリア需給計画の作成に関する手続きについて規定
	└─ 連系線運用要則	連系線の空容量，利用および混雑処理に関する業務について規定
	配電系統運用要則	配電系統における運用の考え方について規定
情報公表ルール	送配電系統利用に関する情報公表要則	送配電系統の利用に関する当社の送配電部門からの情報公表の考え方について規定